

# 「在宅介護用品購入費助成事業」をご利用ください

千代田町社会福祉協議会では、独自事業として、在宅寝たきり高齢者等に対して消耗介護用品購入代金の助成を行い、在宅生活を支援しています。

まずは、お気軽にお問い合わせください。

## 1. 対象者（下記の全てに該当する方）

- ・町内に在住し、在宅で消耗介護用品を使用している方
- ・施設入所や医療機関に入院していない方
- ・介護保険法の規定に基づき要介護4以上と認定されている65歳以上の方又は身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳判定A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを交付されている方。

## 2. 対象の消耗介護用品（年度内に町内の販売店で購入したものに限り）

- ・紙おむつ ・尿取りパッド ・使い捨て手袋 ・ドライシャンプー
  - ・ウエットティッシュ ・清拭剤 ・その他会長が必要と認めるもの
- ※介護保険給付制度で貸与・購入等できるものは対象外



## 3. 助成金額

1人につき年間10,000円を上限として助成します。

## 4. 申請方法

※対象者のご家族等が下記の全ての書類等を社会福祉協議会に持参し申請してください。

- ・申請書（申請書は社会福祉協議会にありますので、必要事項を記入してください）
- ・年度内に町内の販売店で購入した消耗介護用品の領収書又は購入を証する書類
- ・助成金を振り込む預金通帳の写し
- ・証明できる手帳  
（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）
- ・認印

## 5. 助成金交付までの流れ

- ①年度内に町内の販売店で消耗介護用品を購入する。
- ②年度内に社会福祉協議会で申請を行う。（領収書等を添付）
- ③社会福祉協議会が申請内容を審査し、適当と認めた場合、助成金交付決定。
- ④社会福祉協議会から申請者へ、助成金交付決定通知が送付される。
- ⑤指定口座に助成金が振り込まれる。

〈お問い合わせ〉

（社福）千代田町社会福祉協議会

総務支援係 ☎86-6181

千代田町大字赤岩2119-5

（総合保健福祉センター内）